



ISOだより



第95号
2012年3月10日
発行元：事務部

平成24年4月から医療費が変わります

病院が請求している医療費は、厚生労働省により定められた診療報酬に基づいて算定されています。2年に1回診療報酬改定が行われ、今回は医療と介護の同時改定です。（介護保険は3年に1回）改定率はプラス0.0004%で、負担の増額にならないよう調整された改定率となりました。

診療報酬改定の 主なポイント

～リハビリテーション～

要介護被保険者等に対する維持期のリハビリテーション（脳血管疾患等・運動器）について

医療と介護の役割分担が明確となり、急性期・回復期リハビリテーションは医療保険、維持期リハビリテーションは介護保険に移行する方針です。

～在宅医療等の充実～

医療と地域の連携強化で、「医療」と「介護」の切れ目ないサービスを実現します。

大久保病院外来受診での変更点

『同一日2科目受診の再診料34点』の新設

例えば、高血圧で内科に通院中の方が、新たに花粉症で内科と同一日に皮膚科に受診した場合、今までは内科の再診料69点のみでしたが、改定後は「内科の再診料69点」と「皮膚科34点」で「計103点」になります。

＜自己負担一割の患者様の例＞

現在		改定後	
再診料	69点	再診料	69点
外来管理加算	52点	同一日2科目の再診料	34点
処方箋料（6種類以下）	68点	外来管理加算	52点
負担金	190円	処方箋料（6種類以下）	68点
		負担金	220円

医療と介護の間の連携により、「施設」から「地域」へ・「医療」から「介護」へ、患者様のニーズに応じられるよう病院の体制を整えて行きます。

